

駐車監視員活動ガイドライン

【築地 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道405号	外堀通り	銀座1-2(首都高速道路下)先	銀座8-3先土橋交差点	9-翌3	
2	国道15号	第1京浜	銀座1-2(首都高速道路下)先	銀座8-8先	9-翌3	
3	主要地方道305号	晴海通り	銀座4-1先数寄屋橋交差点	銀座4-14先万年橋	7-翌3	
			銀座4-13先万年橋	築地6-19先勝鬨橋	7-翌3	
4	主要地方道316号	昭和通り	銀座1-17(首都高速道路下)先	銀座8-15(高速都心環状線下)先	9-翌3	
5	主要地方道50号	新大橋通り	入船1-1先	築地3-16先築地四丁目交差点	9-19	
			築地4-7先築地四丁目交差点	銀座8-21先汐先橋交差点	7-翌3	
6	主要地方道316号	海岸通り	銀座8-15先昭和通り	銀座8-21先汐先橋交差点	7-21	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道473号	佃大橋通り	入船3-2先入船橋交差点	湊3-18先佃大橋	9-17	
2	区道	鉄砲洲通り	湊1-8先	湊3-11先佃大橋交差点	9-17	
3	区道	あかつき公園通り	築地6-16先勝どき橋西	明石町3番先	9-17	
4	区道	海幸橋通り	明石町12番先聖路加病院前交差点	築地6-9先晴海通り築地六丁目交差点	9-17	
			築地6-21先晴海通り築地六丁目交差点	築地6-27先海幸橋	7-17	
5	区道	桜通り	新富1-1先新金橋	湊1-8先南高橋	9-17	
6	区道	マロニエ通り	築地3-6先	築地1-7先亀井橋	9-17	
7	都道	千代橋通り(中央市場通り)	築地5-1国立がんセンター北西の通り		9-17	
8	区道	—	銀座6-18先采女橋公園前	築地4-15先市場橋	9-17	
9	都道~区道	平成通り	新富1-13先	築地4-4先	9-17	
10	区道	築地・新富・入船・湊・明石地区パーキング路線(松屋通りのパーキングチケットを含む)			9-17	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	銀座1丁目~銀座8丁目中央通りの西側路線	9-翌1	

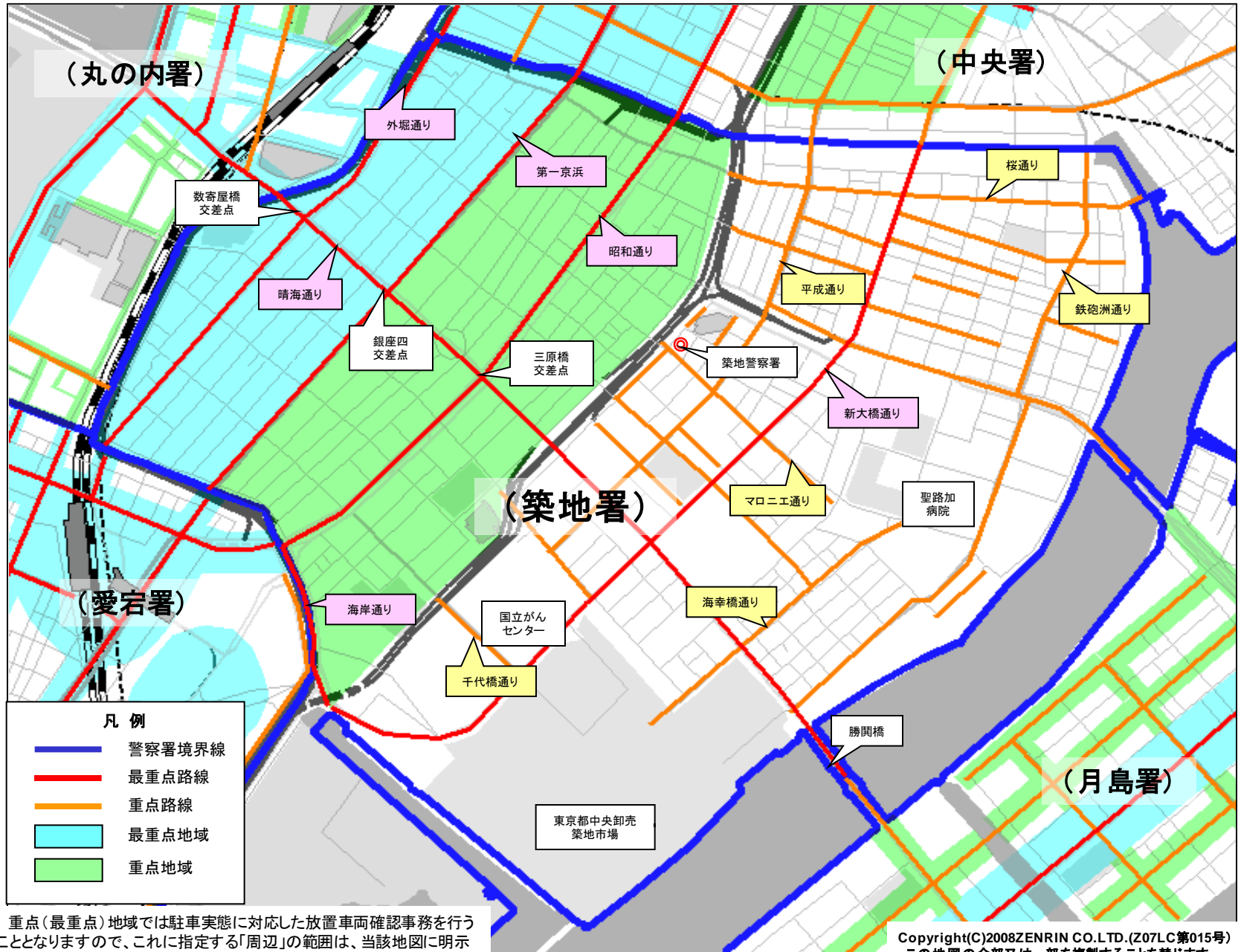
◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	銀座1丁目~銀座8丁目中央通りの東側路線	9-21	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	銀座1丁目~8丁目及び周辺	9-翌3	

築地警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例

- 警察署境界線
- 最重要路線
- 重点路線
- 最重要地域
- 重点地域

※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。